

火山研究推進委員会の設置について（案）

令和 5 年 3 月 29 日
科学技術・学術審議会
測地学分科会

科学技術・学術審議会測地学分科会運営規則（平成 13 年 3 月 15 日測地学分科会決定）第 3 条第 1 項に基づき、測地学分科会に火山研究推進委員会を設置する。

調査事項

火山に関する調査研究に係る専門的な事項

設置期間

委員会の設置が決定した日から令和 7 年 2 月 14 日までとする。